

建設労働者確保育成助成金のご案内

助成金の概要

雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた建設事業主に対し、受講料及び賃金の一部が助成されるものです。

支給要件

- ① 受講料を事業主が全額負担していること。
- ② 講習期間中の賃金を支払っていること。
- ③ 当該建設労働者が雇用保険に加入していること。

助成対象となる技能講習等

技能講習

- ① 小型移動式クレーン運転技能講習
- ② 玉掛け技能講習
- ③ 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習
- ④ ガス溶接技能講習
- ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

特別教育

- ① アーク溶接
- ② 電気取扱い(高圧)
- ③ 電気取扱い(低圧)
- ④ 巻上げ機の運転
- ⑤ クレーンの運転
- ⑥ 足場の組立て業務

助成額

労働者数 21 人以上の建設事業主

受講料の 60% < 75% > 及び賃金の一部(日額 6,650 円 < 8,400 円 > × 受講日数)

労働者数 20 以下の建設事業主

受講料の 75% < 90% > 及び賃金の一部(日額 7,600 円 < 9,600 円 > × 受講日数)

手続きの流れ

- ① 計画届の提出
講習開始日の 1 週間前までに宮崎労働局職業対策課又は最寄の公共職業安定所に「建設労働者確保育成助成金計画届」(様式 2 号)を提出して下さい。
様式は『建助様式』で検索出来ます。
- ② 講習終了後「受講者名簿及び建設労働者確保育成助成金の助成金支給申請内訳書」(様式 1 7 号別紙 1)に技能実習委託契約書を添付して当協会へ提出して下さい。なお、関係書類を作成後、郵便により返送しますので 82 円切手を貼った返信用封筒を添付して下さい。
- ③ 当協会から助成金支給申請に必要な関係書類(受講証明等)を郵送しますので、講習終了後 2 ヶ月以内に建設労働者確保育成助成金支給申請書(様式 1 7 号)に添付して宮崎労働局職業対策課に提出して下さい。

【問合せ先】

宮崎労働局職業対策課助成金センター TEL0985-38-8824 FAX0985-38-8829
〒880-0805 宮崎市橋通東 3 丁目 1 番 22 号宮崎合同庁舎 5 階

対象となる事業主とは

下記の条件に全て当てはまる事業主様は助成金を利用できます。

- 建設業であること
- 雇用保険の保険料率が 12/1,000 であること
- 資本金が 3 億円以下または従業員 300 人以下の建設業であること
- 受講者が雇用保険の被保険者であること

建設業とは

● 土木事業	● 建設事業	● 大工事業	● 左官事業	● とび・土工事業
● 石工事業	● 屋根事業	● 電気事業	● 官工事業	● タイル・れんが・ブロック事業
● 鋼構造物事業	● 鉄筋事業	● 舗装事業	● しゅんせつ事業	● 板金事業
● ガラス事業	● 塗装事業	● 防水事業	● 内装仕上げ事業	● 機械・器具設置事業
● 熱絶縁事業	● 電気通信事業	● 造園事業	● さく井事業	● 建具事業
● 水道施設事業	● 消防施設事業	● 清掃施設事業		

上記以外の業種に従事されている方は、不適用となる場合がありますのでご注意ください。

関係書類作成にかかる事務手数料について

当協会の会員様につきましては無料ですが、非会員様につきましては事務手数料として 300 円を徴収します。